同法第六十二条の三第一項の改正規定（「第九項」を「第十項」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定（「第九項」を「第十項」に、「第十一項」を「第十二項」に改める部分に限る。）、同項第十三号及び第十四号の改正規定（「第七項」を「第八項」に改める部分に限る。）、同項第十五号の改正規定（「第七項」を「第八項」に改める部分に限る。）、同条第六項の改正規定、同条第十五項を同条第十六項とする改正規定、同条第十四項の改正規定、同項を同条第十五項とする改正規定、同条第十三項の改正規定、同項を同条第十四項とする改正規定、同条第十二項の改正規定、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とする改正規定、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に一項を加える改正規定、同法第六十三条第一項の改正規定（「第九項」を「第十項」に改める部分に限る。）並びに同条第四項の改正規定並びに附則第三十七条第三項及び第四十五条第三項の規定

ロ　第十三条中我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第四十三条第二十五項の改正規定（「第九項」を「第十項」に改める部分に限る。）

九　次に掲げる規定　令和十年四月一日

イ　第三条の規定（同条中消費税法別表第二第十一号ロの改正規定を除く。）並びに附則第十七条から第十九条まで及び第二十条第一項の規定

ロ　第五条中国税通則法第七十四条の二の改正規定

ハ　第七条中租税特別措置法第八十六条の五第十三項の改正規定

ニ　第九条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条に一項を加える改正規定

ホ　第十四条中所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第四十四条の改正規定

十　次に掲げる規定　次号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日

イ　第一条中所得税法第二条第一項第十六号の改正規定、同項第二十五号の改正規定、同法第二十二条第二項第一号の改正規定、同法第三十三条の改正規定、同法第四十八条の二第一項の改正規定（「資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十四項（定義）に規定する暗号資産をいう。以下この条において同じ。）」を削る部分を除く。）及び同法第六十九条第二項の改正規定並びに附則第四条、第六条第一項及び第七条の規定

ロ　第七条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第二十九条の四」を「第二十九条の五」に改める部分を除く。）、同法第九条の四の二第一項の改正規定、同法第三十七条の十三第三項及び第九項第二号の改正規定、同法第二章第四節第九款の次に一款を加える改正規定、同法第四十一条の十四第一項第二号の改正規定、同法第四十一条の十九第二項の改正規定（同項第七号に係る部分を除く。）、同法第四十二条の二の二第一項及び第三項の改正規定（「又は」を「、第三十八条の二第四項又は」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定（「第三十七条の十四の二第二十七項」の下に「、第三十八条の二第四項」を加える部分及び「第三十六項まで」の下に「、第三十八条の二第五項から第九項まで」を加える部分に限る。）、同法第四十二条の三第六項第二号の改正規定（「第三十七条の十四第三十五項」を「第三十七条の十四第四十一項」に改める部分を除く。）並びに同項第五号及び第六号の改正規定（「第三十七条の十四第三十七項」を「第三十七条の十四第四十六項」に改める部分を除く。）並びに附則第二十五条、第三十九条及び第四十三条の規定

ハ　第十二条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六条第七号の改正規定

十一　第一条中所得税法第四十八条の二第一項の改正規定（「（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十四項（定義）に規定する暗号資産をいう。以下この条において同じ。）」を削る部分に限る。）並びに同法第二百二十四条の三第一項、第三項及び第四項の改正規定並びに附則第六条第二項の規定　金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日

十二　次に掲げる規定　情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

イ　第六条中国税徴収法第百五十九条第一項の改正規定（「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改める部分を除く。）

ロ　第十条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十一条第四項の表国税徴収法の項の改正規定（「、領置」を「（同法の規定による電磁的記録提供命令（同法第百二条の二第一項第一号イ（電磁的記録提供命令）に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）」に改める部分に限る。）

十三　第七条中租税特別措置法第十条の二の次に一条を加える改正規定、同法第十条の六第一項第三号の次に一号を加える改正規定、同法第四十二条の五の改正規定、同法第四十二条の十三第一項第四号の次に一号を加える改正規定並びに同法第六十八条の三の四第二項及び第四項の改正規定（「第四十二条の六第三項」を「第四十二条の五第二項、第四十二条の六第三項」に改める部分に限る。）　産業技術力強化法の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日

十四　第七条中租税特別措置法第十条の四第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同法第十条の五の三第一項の改正規定、同法第十条の五の五第一項の改正規定（「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める部分及び「百分の五十」を「百分の三十」に改める部分を除く。）、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十条の六第一項第十号を同項第九号とする部分を除く。）、同条第六項の改正規定（「前条第七項」を「第十条の五の五第七項」に改める部分に限る。）、同法第十九条第一項第一号の改正規定（「又は」を「、第十条の五の六又は」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の四第十九項第二号イの改正規定（「並びに」を「、第四十二条の十二の七第二項及び第三項並びに」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の十一の二第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同法第四十二条の十二の四第一項の改正規定、同法第四十二条の十二の六第一項の改正規定（「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める部分及び「百分の五十」を「百分の三十」に改める部分を除く。）、同条の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条の十三第一項第十六号を同項第十五号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同項第十六号を同項第十五号とする部分を除く。）、同条第八項の改正規定（「前条第十二項」を「第四十二条の十二の六第十二項」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の十四第一項の表に一号を加える改正規定、同条第四項の改正規定（「第七項」の下に「又は第四十二条の十二の七第二項若しくは第三項」を加える部分に限る。）、同法第五十二条の二第一項の改正規定（「若しくは」を「、第四十二条の十二の七第一項若しくは」に改める部分に限る。）、同法第五十三条第一項第二号の改正規定（「又は」を「、第四十二条の十二の七又は」に改める部分に限る。）、同法第六十六条の十三第一項の改正規定（同条第二十七項」を「同条第二十八項」に改める部分に限る。）並びに同法第六十八条の三の四第二項及び第四項の改正規定（「並びに」を「、第四十二条の十二の七第三項及び第八項並びに」に改める部分に限る。）　経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日